

第3号議案説明資料

定款変更理由書（案）

以下の理由により、定款の一部について所要の変更を行うものです。

（1）個人の正組合員資格の一部変更

①耕作面積要件の削除

定款における個人農業者の概念は「農業経営者」と「農業従事者」の2つの視点で整理しています。「農業経営者」とは、世帯等の農業経営に責任を持つ者ですが、管内では農事組合法人の構成員、集落営農組織の構成員でかつ組織の業務に従事している者、自己の責任において直売所等で農畜産物を販売する者など多様な農業経営の形があります。こうした状況を鑑み、農業経営者については規模の要件に関わらず正組合員資格を有する者とするため、耕作面積要件を削除します。

②農業従事日数要件の短縮

管内の農業者の大多数は「農業経営者」であるため、「農業従事者」とは、実際は、経営主の下で農業に従事する農家の家族や農業労働者等となります。管内は兼業率が高く、水稲が農業生産額の大半を占めている中で、圃場整備や機械化の進展、作業技術の進歩等により、農作業効率が格段に向上しており、家族等の農業従事者の実質農業従事日数の減少を勘案し、農業従事日数要件を30日に変更します。

（2）「内部統制システム基本方針」の策定にかかる理事会決議事項の追加

内部統制の構築・運用は理事の責務であることを踏まえ、当組合の内部管理体制等を定めた「内部統制システム基本方針」の策定に伴い、定款第61条に規定する理事会決議事項に、「業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する事項」を追加します。

（3）その他

その他字句修正や引用条文の変更を行います。

定款新旧対照表（案）

新 条 文	現 行 条 文
第1章～第2章 (略)	第1章～第2章 (略)
第3章 組合員 (組合員の資格)	第3章 組合員 (組合員の資格)
第11条 この組合の組合員は、正組合員及び准組合員とする。	第11条 この組合の組合員は、正組合員及び准組合員とする。
2 次に掲げるいずれかに該当する者は、この組合の正組合員となることができる。	2 次に掲げるいずれかに該当する者は、この組合の正組合員となることができる。
(1) 農業を営む個人であって、その住所又は	(1) 10アール以上の土地を耕作する農業を営

新 条 文	現 行 条 文
その経営に係る土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの	む個人であって、その住所又はその経営に係る土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの
(2) 1年のうち <u>30</u> 日以上農業に従事する個人であって、その住所又はその従事する農業に係る土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの	(2) 1年のうち <u>60</u> 日以上農業に従事する個人であって、その住所又はその従事する農業に係る土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの
(3) (略)	(3) (略)
3～4 (略)	3～4 (略)
第12条～第21条 (略)	第12条～第21条 (略)
第4章～第5章 (略)	第4章～第5章 (略)
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第37条～第40条 (略)	第37条～第40条 (略)
(監事に対する報告)	(監事に対する報告)
第41条 会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な <u>事実</u> があることを発見したときには、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。	第41条 会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な <u>事案</u> があることを発見したときには、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。
第42条 (略)	第42条 (略)
第7章 総会	第7章 総会
第43条～第47条 (略)	第43条～第47条 (略)
(緊急議案)	(緊急議案)
第48条 総会では、第44条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って決議するものとする。ただし、第45条第1項第9号から第14号まで、 <u>第16号及び第51条</u> に規定する事項並びに役員を選任(第30条及び法第95条第2項の規定による改選を除く。)を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。	第48条 総会では、第44条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って決議するものとする。ただし、第45条第1項第9号から第14号まで及び第51条に規定する事項並びに役員を選任(第30条及び法第95条第2項の規定による改選を除く。)を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。
第49条～第55条 (略)	第49条～第55条 (略)
第8章 (略)	第8章 (略)
第9章 理事会	第9章 理事会
第59条～第60条 (略)	第59条～第60条 (略)
(理事会の決議事項)	(理事会の決議事項)
第61条 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。	第61条 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する事項</u>	(2)～(9) (略)
(3)～(10) (略)	(2)～(9) (略)
(11) 5億円超の信用の供与等(法第11条の8)	(10) 5億円超の信用の供与等(法第11条の8)

新 条 文	現 行 条 文
<p>第1項に規定する信用の供与等（第16号に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）の決定に関する事項</p>	<p>第1項に規定する信用の供与等（第15号に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）の決定に関する事項</p>
<p>(12)～(27) (略)</p>	<p>(11)～(26) (略)</p>
<p>2 理事は、前項第18号の共済規程の変更を決議したときは、その内容をこの組合の掲示場に掲示するほか、組合員に対する通知その他の方法により組合員に周知徹底するものとする。</p>	<p>2 理事は、前項第17号の共済規程の変更を決議したときは、その内容をこの組合の掲示場に掲示するほか、組合員に対する通知その他の方法により組合員に周知徹底するものとする。</p>
<p>3～4 (略)</p>	<p>3～4 (略)</p>
<p>第62条～第63条 (略)</p>	<p>第62条～第63条 (略)</p>
<p>第10章 会計</p>	<p>第10章 会計</p>
<p>第64条～第71条 (略)</p>	<p>第64条～第71条 (略)</p>
<p>(配当)</p>	<p>(配当)</p>
<p>第72条 この組合の剰余金の処分に当たっては、経営の健全性の確保や事業の成長発展を図るための投資に資する内部留保を優先するものとし、組合員に対して剰余金の配当を行う場合には、次項から第5項までに定めるところによる。</p>	<p>第72条 この組合の剰余金の処分に当たっては、経営の健全性の確保や事業の成長発展を図るための投資に資する内部留保を優先するものとし、組合員に対して剰余金の配当を行う場合には、次項から第5項までに定めるところによる。</p>
<p>2 組合員のこの組合の事業の利用分量に応じてする配当は、毎事業年度の剰余金の範囲内において当該事業年度において取り扱った物の数量、価額その他事業の分量を参酌して組合員の事業の利用分量に応じてこれを計算する。</p>	<p>2 組合員のこの組合の事業の利用分量に応じてする配当は、毎事業年度の剰余金の範囲内において当該事業年度において取り扱った物の数量、価額その他事業の分量を参酌して組合員の事業の利用分量に応じてこれを<u>行う</u>。</p>
<p>3 この組合の出資額に応じてする配当は、毎事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じてこれを計算する。</p>	<p>3 この組合の出資額に応じてする配当は、毎事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じてこれを<u>行う</u>。</p>
<p>4 前2項の配当は、その事業年度の剰余金処分案の決議をする総会の日において組合員である者について<u>行う</u>ものとする。</p>	<p>4 前2項の配当は、その事業年度の剰余金処分案の決議をする総会の日において組合員である者について<u>計算する</u>ものとする。</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>第73条～第74条 (略)</p>	<p>第73条～第74条 (略)</p>
<p>第11章 (略)</p>	<p>第11章 (略)</p>
<p>附則（令和 年 月 日）</p>	
<p><u>この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。</u></p>	

附帯決議

定款の一部変更につき、認可申請の際の行政庁の指示による字句等の修正は、理事会に一任することについて承認をお願いするものです。